

○経済産業省告示第二百八十三号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十二条の二第一号ロ、ハ及びニ並びに第二号ロ及びハ並びに第五十三条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年経済産業省告示第二百四十九号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示）の一部を次のように改正する。

平成十七年十一月一日

経済産業大臣 二階 俊博

第四条第二号を次のように改める。

- 二 内燃力又はガスタービンを原動力とする火力発電所（次号に掲げるものを除く。）にあつては毎月一回以上

第四条第二号の次に次の一号を加える。

- 二の二 内燃力又はガスタービンを原動力とする火力発電所のうち、内燃機関又はガスタービン、発電

機及び制御装置が一の筐体に収められている設備であつて、当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精通する者との契約により保守が実施されるものにあつては三月に一回以上。ただし、ガスタービンを原動力とする火力発電所であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものにあつては 六月に一回以上

イ 平成十三年経済産業省告示第三百三十三号第一条各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの  
ロ ガスタービンの軸受の潤滑剤として空気を使用するもの